適用の順	割引の種類
1	エコカー割引
2	平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引又は上限割引
3	路線バス割引、休日バス割引又は乗継割引
4	大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引

㈠　一の通行が、平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は上限割引のうち２以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

㈡　平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、平日昼間割引又は平日通勤割引の適用後の額に、路線バス割引又は休日バス割引が適用される場合に、割引適用後の額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ１円単位とする。

㈢　特定車割引と上限割引は重複適用しない。

２⑶中ネから同ノまでを削除する。

２⑶オ㈠中③を次のとおり改める。

③　実施期間

平成21年３月20日（金）から平成23年９月30日（金）までとする。

２⑶オ中㈡から㈣までを削除する。

２⑶オ㈬中③を次のとおり改め、㈬を同㈡に改める。

③　実施期間

平成21年３月20日（金）から平成24年３月31日（土）までとする。

２⑶オ中㈥を同㈠に改め、同㈭から同㈰までを削除する。

２⑶中オを同ネに改め、同クを削除する。

３及び４を次のとおり改める。

３　特別の措置

２の⑶のロの㈠に定める区間に係る２の料金の額（軽車両等に係るものを除く。）については、会社が別に定める日から当分の間（以下「特別措置期間」という。）は、次のとおり特別の措置をする。

⑴　料金の額

特別措置期間における料金の額に対する２の⑴の適用については、「別表２及び別表３」とあるのは「別表４及び別表５」とする。

⑵　通行止めに伴う料金調整

特別措置期間における通行止めに伴う料金調整に係る２の⑴の適用については、「別表２⑴、同表２⑵及び同表２⑶並びに別表３」とあるのは「別表４及び別表５」と、

「

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	150円	150円	200円	350円

」

とあるのは

「

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	100円	100円	150円	250円

ただし、軽自動車等及び普通車においては、１回の通行に係る料金調整後の料金の額が２の⑶のタに定める割引適用後の額を超える場合には、２の⑶のタに定める割引適用後の額と同額となるよう再流入後の区間の料金の額を調整する。」

とする。

⑶　料金の割引

イ　大口・多頻度割引

特別措置期間における大口・多頻度割引に対する２の⑶のロの適用については、

「㈠　割引をする自動車

ＥＴＣコーポレートカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）のいずれかが別に定める約款により、本割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者に対し、当該契約に基づいて三会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして三会社のいずれかから貸与されたＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を使用して本四道路の広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間を除く全区間の通行料金の納付を行おうとする者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

㈡　割引率

㈠に定める区間を通行する利用者の自動車１台ごとの月間利用額（１万円未満を除く。）に対し、割引率は30パーセント以下とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り捨てる。」

とあるのは、

「㈠　割引をする自動車

ＥＴＣコーポレートカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）のいずれかが別に定める約款により、本割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者に対し、当該契約に基づいて三会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして三会社のいずれかから貸与されたＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を使用して本四道路の広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間を除く全区間の通行料金の納付を行おうとする者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

㈡　割引率

月間利用額	割引率
１万円を超え、５万円までの部分	6.9パーセント
５万円を超える部分	13.8パーセント

ただし、割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り捨てる。

なお、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で㈡に定める表を期間を定めて変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出する。」

とする。

ロ　特定車割引

特別措置期間における特定車割引に対する２の⑶のニの適用については、㈡の「30パーセント」とあるのは「25パーセント」とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り上げる。